

令和3年第4回八雲町議会臨時会会議録

令和3年7月29日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 財産の取得について
日程第 4 議案第 2 号 令和3年度八雲町一般会計補正予算（第4号）
日程第 5 議案第 3 号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定について）

○出席議員（12名）

2番 関口正博君	3番 佐藤智子君
4番 横田喜世志君	5番 斎藤實君
6番 大久保建一君	7番 赤井睦美君
9番 三澤公雄君	12番 安藤辰行君
13番 宮本雅晴君	14番 千葉隆君
副議長 15番 黒島竹満君	議長 16番 能登谷正人君

○欠席議員（2名）

10番 田中裕君	11番 牧野仁君
----------	----------

○欠員（2名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	竹内友身君
政策推進課長	川口拓也君	財務課長	川崎芳則君
会計管理者 兼会計課長	阿部雄一君	保健福祉課長	戸田淳君
公園緑地推進室長	佐々木裕一君	水産課長	田村春夫君
環境水道課長	佐藤英彦君	落部支所長	佐藤尚君
教育長	土井寿彦君	学校教育課長	石坂浩太郎君
学校教育課参事	齊藤精克君	体育課長	三坂亮司君
社会教育課長		監査委員	千田健悦君
兼図書館長	佐藤真理子君		
郷土資料館長			
町史編さん室長			
総合病院事務長	成田耕治君	総合病院庶務課長	竹内伸大君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院地域医療連携課長	長谷川信義君
消防長	大淵聡君	消防本部次長	高橋朗君
八雲消防署庶務課長	堤口信君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	野口義人君	地域振興課参事	小笠原一信君
兼熊石教育事務所長			
熊石国保病院事務長	福原光一君		

○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	併議会事務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

◎開会・開議宣告

○議長(能登谷正人君) 本日をもって、第4回臨時会が招集されました。出席ご苦労様です。

ただいまの出席議員は12名です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和3年7月29日招集、八雲町議会第4回臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

○議長(能登谷正人君) 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から、5月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議長の日程行動関係であります。7月14日、札幌市において、北海道市町村職員退職手当組合運営委員会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(能登谷正人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、赤井睦美さんと安藤辰行君を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長(能登谷正人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を、本日1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありませんので、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長(能登谷正人君) これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(三澤 聡君) ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は、既に配付しております、議案3件及び報告1件であります。

これら議案等説明のため、町長、教育委員会教育長、監査委員及びあらかじめ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

本日の会議に、田中裕議員及び牧野仁議員から、欠席する旨の届け出がございます。以上でございます。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第3、議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○警防救急課長(大清水良浩君) 議長、警防救急課長。

○議長(能登谷正人君) 警防救急課長。

○警防救急課長(大清水良浩君) 議案第1号、財産の取得についてご説明申し上げます。議案書1ページでございます。

本件は、平成23年消防本部新庁舎付帯設備として設置中の119通信受付指令設備は、導入後10年が経過しており、令和元年には、当該指令設備の一部に障害が発生し、修理を実施しており、今後同様の障害が発生した場合、当該設備が既に製造中止、修理不能ということにより更新取得し、既設無線設備との接続設定等を行おうとするものであります。

この119通信受付指令設備を購入することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

取得する財産の種類及び数量は、119通信受付指令設備一式であります。

取得の方法は、契約の定めるところにより行い、取得の金額は7,458万円であります。

契約の相手方は、札幌市中央区南1条西8丁目1番地1、沖電気工業株式会社北海道支社 支社長 向井崇であります。

なお、契約の相手方は、当町消防救急デジタル無線設置業者であり、本業者以外のものに履行させた場合、障害発生時に問題の切り分けが困難になるほか、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあり、競争入札に付する性質のものではないため、一社随意契約としたものであります。

なお、本会議の議決をいただいた後、契約を締結いたしまして、令和4年3月15日設置完了予定であります。

以上、簡略ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○9番(三澤公雄君) 説明の部分で、自分の聞き違いかもしれませんが、この入れ替える対象の機種が10年を経過したと聞きましたけれども、もしそのとおりであれば、10年程度でまた更新ということになるのか、または、この間の保守管理で何か工夫をすれ

ば、更に寿命が延びる可能性があるのかお聞きいたします。

○警防救急課長（大清水良浩君） 議長、警防救急課長。

○議長（能登谷正人君） 警防救急課長。

○警防救急課長（大清水良浩君） これは一応、この指令台というものが10年程度の状態を一区切りとして見ていただきたいということ、各業者のほうからもいろいろな意見を聴かせていただいている中で出ていることでありまして、それ以降のことに関しては、いつこういった、また故障が発生するかについては、言いかねると。いつ発生するかについての期間の関係としては、申し上げることがちょっと難しいということをお伺いしております。お願いします。

○9番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） さらに先ほどの説明を聞きますと、特殊な技術があるので、競争入札にならず随契だとおっしゃりました。ということと今の説明を加味しますとですね、他の知見が入る余地がないので、この業者さん周辺の言われるとおりに、10年毎に更新というのが、本当なのかどうかはどういうふうに検証されるか、そういう手段もないんですか。それはとって不透明な感じがするんですね。ましてや機種全体を入れ替えるんじゃないくて、部分的に消耗の部分定期的に交換するだとか清掃だとか、そういうふうにしていけば寿命が延びるだとか、何か本当に他のいわゆる知見が入って、検証しないとちょっと不透明だと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○警防救急課長（大清水良浩君） 議長、警防救急課長。

○議長（能登谷正人君） 警防救急課長。

○警防救急課長（大清水良浩君） 今、議員がおっしゃるとおりの状態のことだとは考えておるところであります。一部分的なもの、こういうことに関しても、その部分的なものだけを取り替えることができないのか。期間が経ったものに対して。それができないから全部いっぺんに交換するというのは、それはどうなのかということで、いろいろな質問をさせていただいたところ、今の機器に対しては、古いものは古いものとして、それに新しいものを付け加えた際に、不都合が起きる可能性があるというふうな回答を得ているところから、そのような一部分的な修理となると、内容のことにもよるとは思いますが、なかなか難しいところだというふうにお伺いしているところでもあります。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4、議案第2号 令和3年度八雲町一般会計補正予算第4号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長(川崎芳則君) 議長、財務課長。

○議長(能登谷正人君) 財務課長。

○財務課長(川崎芳則君) 議案第2号、令和3年度八雲町一般会計補正予算第4号についてご説明いたします。

議案書2ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1億192万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を149億4,812万8千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書6ページ中段をお願いいたします。

6款農林水産業費 3項水産業費 4目漁業構造改善事業費 9,986万1千円の追加は、ホタテ貝アイヌブランド化事業であります。本事業は、アイヌブランドとして商品価値の高い養殖ホタテを開発し、漁業経営の安定を図るほか、販売会等の実施など周知・PRによるホタテ貝のブランド化の推進を図るもので、このほど、国のアイヌ政策推進交付金の交付決定を得られたところであります。本年度の事業内容は、良質で健全な日本海産の稚貝を移入し、関係機関の指導を得ながら八雲海域に適合するかの実証試験を行うほか、これまでの日本海稚貝育成に使用している座布団籠から、稚貝の成長を促進するため、収容密度の低い丸籠へ変更するもので、八雲町漁業協同組合への委託事業により実施するものであります。

また、今後の事業計画については、令和5年度まで稚貝を移入し、実証試験を行うほか、販売・PR方法の調査検討や販売会等の開催を予定しております。

11款災害復旧費は、5月17日の豪雨により被災した熊石地区における施設復旧費の計上であります。

最初に、被災施設の復旧費についてご説明いたしますので、別冊の概要説明書2ページの別紙1をご覧ください。

下段になりますが、公共土木施設において町道相沼内川沿線1路線において、法面及び路面の崩壊による206万8千円の復旧費であります。

議案書6ページにお戻り願います。

11款災害復旧費 1項公共土木施設災害復旧費 2目現年度災害復旧費 206万8千円の追

加は、ただいま申し上げました町道の復旧工事請負費としての計上であります。

以上、補正する歳出の合計は1億192万9千円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく議案書6ページ上段をお願いいたします。

15款国庫支出金 2項国庫補助金 8目農林水産業費国庫補助金7,988万8千円の追加は、歳出でご説明しましたホタテ貝アイヌブランド化事業に対するアイヌ政策推進交付金であり、対象経費の8割相当額であります。

20款1項1目繰越金、2,204万1千円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であり、補正する歳入の合計は、歳出と同額の1億192万9千円の追加であります。

以上で、議案第2号、令和3年度八雲町一般会計補正予算第4号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5、議案第3号 令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院副事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議案第3号、令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第2号について説明いたします。

議案書8ページをお開き願います。

この度の補正は、総合病院における新型コロナウイルス検査機器の整備に係る予算を計上しようとするものであります。

第2条資本的収入及び支出であります。予算第4条本文カッコ書き中、総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額を3億696万6千円に。過年度分損益勘定留保資金を3億653万5千円に改めるものであり、資本的収入及び支出の予定額は、収入、第1款資本的収入、第6項総合病院補助金に79万円を追加し、4億6,959万3千円とするもの

であります。

支出でありますが、第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費に79万2千円を追加し、6億5,035万9千円とするものであります。

議案書9ページをご覧ください。

補正予算実施計画により資本的収入及び支出の詳細について、支出より説明いたします。

第1款資本的支出 第1項総合病院建設改良費 1目固定資産購入費79万2千円の追加は、新型コロナウイルスを特定するためのリアルタイムPCR装置2台を整備するための計上であります。

次に収入でありますが、第1款資本的収入 第6項総合病院補助金 1目補助金 その他補助金79万円の追加は、支出で説明いたしました検査機器の整備のための財源として、公益財団法人日本財団の新型コロナウイルス感染症対策整備支援事業補助金を計上するものであります。

以上で、議案第3号、令和3年度八雲町病院事業会計補正予算第2号の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） これまで総合病院に用意してきたランプ法とリアルタイムPCR装置は、どのような違いがあるのか。また、設置場所は、これまでと同じ場所なのか、どこに設置するのかをお伺ひいたします。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院副事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） この度の補正予算で整備をしようとするリアルタイムPCR検査機器につきましては、昨年度整備いたしましたランプ法の検査機器に比べて、検査を実際に機械で動かす前の前処理が、非常に簡便な装置となっております。昨年度整備いたしましたランプ法の機器につきましては、実際には、機械に入れる前には試薬の最適化ですとか、前処理におおよそ20分から30分くらい時間を要しております。比べて今回整備しようとする機器につきましては、実際にはそのような時間はかからない。おおよそ1分程度で済むということになります。このことですね、検査職員の負担の軽減、それと検査職員が担当する際に、複数の検査を担当するんですけども、この新しい機器を入れることによって、他の検査を行いながらリアルタイムPCRの検査をできるという、検査の効率化につながるという趣旨で整備しようとするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それと、一つ忘れておりました。設置場所につきましては、通常の検査室内に設置するものいたします。専用の換気設備等不要な機器となっております。よろしくお願ひいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 通常の検査室っていいますと、病院内ということなんですか。それとも、ランプ法のあるところと一緒にいう意味なんですか。それと、リアルタイムPCR検査も唾液を用いた検査という解釈でよろしいですか。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） 議長、総合病院副事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院副事務長。

○総合病院副事務長（竹内伸大君） この度整備しようとする機器につきましては、検査室内に設置をいたします。中央棟の2階の検査室内というふうになります。

それと、使用する検体につきましては、唾液では適合しないということで、鼻咽腔ぬぐい液が検体となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第6、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本件は、損害賠償額の決定についての報告でございます。提出者の説明を求めます。

○体育課長（三坂亮司君） 議長、体育課長。

○議長（能登谷正人君） 体育課長。

○体育課長（三坂亮司君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

本件は、強風被害による損害賠償額が決定したことについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

議案書14ページをお開きください。

損害賠償の内容ですが、八雲町大新6番地5の八雲町スポーツ公園において、陸上競技場に自生している防風林が、令和3年6月4日夕方の強風により根元から倒れ、隣接する

航空自衛隊八雲分屯基地所有の金網柵を破損し、その修理に要した費用です。破損した金網柵の修理については、令和3年6月29日に修理を行い、同年7月9日に示談が成立したものです。

以上のことから、民法第717条第2項の規定によりその損害を賠償するため、令和3年7月7日付で損害賠償額を決定したものです。

損害賠償額は19万8,000円で、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町緑町34番地 航空自衛隊八雲分屯基地司令 柿脇一穂です。

なお、八雲町スポーツ公園陸上競技場に自生している防風林については、令和2年11月20日にも強風による同様の事故が発生し、令和3年第2回定例会において専決処分の報告をしておりますが、引き続き同様の事故が発生してしまいました。

防風林の倒木被害が続いて発生していることから、八雲町スポーツ公園周辺の防風林の調査を関係部署と行い、現在、防風林の伐採を計画しているところです。

この度は、関係各位に大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

以上、報告第1号、専決処分の報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして、本臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

よって、令和3年第4回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時26分〕